

第49回定期大会議案(抜粋)

第1号議案 平成26年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

平成26年度運動経過並びに組織活動報告

平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで

一 運動経過の概況

本連盟は、平成26年9月16日開催の第48回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正・税制改革、税理士制度改革及び組織強化等の諸問題に対し積極的取り組み、納税者及び中小企業の視点に立って以下の運動を強力に展開した。

重点運動1 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指す、運動を行う。

(1) 税理士法改正法案は、所得税等の一部を改正する法律案に含まれて国会に提出され、平成26年3月20日、参議院本会議で可決・成立した。最大の懸案であった税理士法第3条第1項第4号の改正は、国税審議会の指定する研修を受講することで決着した。

(2) 公認会計士となる資格を有するには、公認会計士試験に合格した後、実務補習(原則3年)を受け、日本公認会計士協会が実施する修了審査に合格しなければならぬ。この実務補習の中の税法に関する研修

をもとに中小法人への影響を検討し作成した。

が国税審議会の指定する研修にどのようにリンクするのかが、研修のレベルは「税法に関する科目の合格者」と同等のものとなるのか、本連盟はその内容に注目してきたが、具体的な動きは見えてこなかった。

(3) この間、公認会計士試験合格者の動向、司法制度改革後の法曹養成制度の動向、規制改革会議の審議状況、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の動向等にも注視してきた。

重点運動2 税の専門家として、納税者の声が反映された税制改革を実現するための運動を行う。

1 平成27年度税制改正に関する要望等について
(1) 平成26年6月26日開催の幹事会で「平成27年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

重点要望項目(略)のうち、消費税率を10%に引き上げるに際しての軽減税率の導入に係る問題点を指摘し、単一税率とすることを要望した。

法人税実効税率の引下げに伴う代替財源については、政府税調の「法人税改革について」(平成26年6月27日)で示された方向性

をもとに中小法人への影響を検討し作成した。

(2) 単一税率及び税理士後援会は、平成26年7月22日から地元での陳情を開始した。本連盟は8月6日、議員会館を訪れ、東京都選出議員の国会議員に陳情を行った。この陳情は、各都府県が8月末に概算要求とともに税制改正要望を出すことに対して、本連盟の要望を反映させるために行ったものである。

本連盟の第48回定期大会懇親会に来賓出席した国会議員等に同要望書を手交した。

(3) 平成26年9月25日に実施された自民党都連の「国家予算・税制改正等要望聴取会」には同要望書を提出し、説明を行った。

(4) 平成26年10月21日に開催した自民党都連との朝食懇談会において同要望書を提出し、平成27年度税制改正に関する要望を行った。11月18日には民主党都連との朝食懇談会を開催、同様の要望を行った。

(5) 平成27年度税制改正では、「法人税の実効税率の引下げに伴う代替財源について中小法人への課税強化」を阻止することができた。

税制改正大綱は、「中小法人の軽減税率については、引き続き、法人課税全体の見直しの中で検討することとしている。」

行政不服審査法の全部改正法案は、平成26年6月6日、参議院本会議で可決成立した。改正法は、地方公共団体にも第三者機関を設置し審理員制度を導入することとした。「附帯決議」は、その審理員については専門職を充てるよう求

めている。本連盟は、単位税政連と東京税理士会の支部との共同で審理員に税理士を充てるよう首長に対し陳情するよう要請した。東京税理士会は、平成27年2月24日と同年5月12日の2回にわたり東京都総務局へ要望書を提出したが、その際、本連盟から内藤会長が同行した。

3 都政に関する要望について
(1) 平成26年6月26日開催の幹事会において「都政に関する要望」を作成し、この要望に基づいて都議会各党派とのヒアリングに対応した。

(2) 東京都は、本連盟が提唱していた複式簿記・発生主義に基づく会計基準を平成18年度から本格的に導入し、事業別財務諸表を活用し説明責任の充実に努めつつ、財政運営の効率化を進めている。

また、各省庁の税制改正要望項目(例年8月末)に反映させるべく、東京選出の国会議員への陳情活動の準備を進めた。

(2) 「平成27年度税制改正大綱を読む」と題して平成27年2月9日、東京税理士会と合同セミナーを開催した。基調講演は自民党税調副会長・石原伸晃議員にお願いした。

(3) 行政不服審査法の全部改正法案は、平成26年6月6日、参議院本会議で可決成立した。改正法は、地方公共団体にも第三者機関を設置し審理員制度を導入することとした。「附帯決議」は、その審理員については専門職を充てるよう求

められている。本連盟は、単位税政連と東京税理士会の支部との共同で審理員に税理士を充てるよう首長に対し陳情するよう要請した。東京税理士会は、平成27年2月24日と同年5月12日の2回にわたり東京都総務局へ要望書を提出したが、その際、本連盟から内藤会長が同行した。

国税通則法の目的規定の改正については、平成27年度税制改正の要望の中で、引き続き、陳情を行った。28年度の税制改正要望においても取り上げている。

(2) 国税不服審判制度の改革に向けて平成27年度税制改正においても「国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること」を引き続き要望した。

国税審判官の民間専門家の登用は「工程表」に基づき進められ、平成25年7月10日以降で50人が登用されている。

重点運動4 司法制度に對しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

(1) 平成16年に法整備された司法制度改革のうち、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)、ADR(裁判外紛争解決手続)等、及び公認会計士試験制度改正(平成18年から実施)に伴う公認会計士増

加策が税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視してきた。

公認会計士試験の合格者については、「合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していること鑑み、平成23年以降、当面の合格者数については、金融庁としては、1500人程度から2000人程度を目安と

して運用されることが望ましいものと考ええる。」(平成23年1月21日/第10回公認会計士制度に関する懇談会)との方針に基づき、合格者は減少している。

司法試験については、受験回数を緩和する司法試験法の改正が行われ(平成26年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は今後の司法試験合格者数を1500人程度とする方針を打ち出している。

今後、両試験の合格者数や受験者の減少、法科大学院の淘汰、会計大学院の募集中止・定員割れなどの動向が注目される。

(2) 平成18年5月1日から新会社法が施行され、平成26年6月20日には改正法案が参議院で可決・成立した。同改正法には、中小会社に関する改正も含まれており、今後とも会社法制

が中小会社や税理士業務にどのような影響があるのか、今後の推移を注視する。

重点運動5 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

(1) 規制改革会議が平成21年12月4日に公表した「規制改革の課題と機会均等化と成長による豊かさの実現のために」の中で、資格者法人制度の見直しについて①一人法人制度②資格者法人の無限連帯責任の見直し③資格者法人の社員資格の拡大を求めている。

また、業務独占資格について、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが合理的な業務については、当該業務を取り扱うことができる資格者を個別に認定したり、業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保措置を講じた上で他の職種の参入も認めるなど、業務範囲の見直しに取り組むべきである。」と述べている。

強引な入会制については、「メリット・デメリットを改めて検証し、その在り方について見直しを行うべきである。」としている。

更に規制改革会議の平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題において「税理士と公認会計士の業務の相互参入については「税務会計と企業会計が密接不可分なものとなっている」との観点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入等について検討し、必要な措置を講ずべきである。」と言及している。

しかし、この間、規制・制度改革委員会及び規制改革会議においては、業務独占及び強引な入会制についての議論はなされていない(平成27年6月16日公表の規制改革会議の「規制改革に関する第3次答申」も多用で活力のある日本へ」においても税理士制度に関する記述はない)。

(2) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の24の作業部会のうちにはサービス貿易が含まれており、本連盟はその動向を注視してきたが、資格制度に関する

情報は公表されていない。また、EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)についても、その動向を注視した。

重点運動6 マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

(1) 本連盟は、平成27年2月9日、東京税理士会と合同セミナーを開催した。パネルディスカッションでは、其田真理・特定個人情報保護委員会事務局長と重藤哲郎・国税庁企画課長の両氏を招き、「マイナンバー制度が税理士の業務に与える影響」について検討した。コーディネーターは宮本雄司・東京税理士会規制改革・納税環境整備等対策室長が務め、本連盟から坂田寛・政策委員長がパネラーとして参加した。

(2) 本連盟は、平成27年度税制改正要望の中で厳格かつ適切な運用を求めて整備しなければならない項目を指摘し、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないことを要望した。

(3) 東京税理士会は、平成27年4月1日、マイナンバー制度に関する必要な情報収集・分析・研究や税理士の業務環境の整備の検討を目的とする「マイナンバー対応PT」を設置した。

本連盟から内藤会長と坂田政策委員長が委員として参加している。

(4) マイナンバーの利用範囲の拡大が進んでいる(14面につづく)